

吉田雄人市長に対する辞職勧告決議

このたびの報道によって明らかになった、吉田市長が7年間に渡り行ってきた市長本人の割引券付き名刺に係る不祥事は、市政のリーダーたる市長に対する市民の信頼を根底から揺るがすものである。

また、横須賀市の外部評価をおとしめ、市政の混乱を招いた市長の政治的責任は極めて重く、その責任は免れないものである。

この間の吉田市政を振り返ると、自己中心的な政治姿勢やパフォーマンス的な姿勢に終始し、計画行政という名の問題先送りとなっている。

あらゆる物事の判断基準が、自身の選挙を意識しているかのようであり、そこにはコンプライアンス意識の欠如と指導力の不足が、今回の不祥事の大きな原因となっていると考えられる。

みずからの行政責任について解決策を示さず、市民との直接対話と称したパフォーマンスにより、説明責任を回避し、議会のみならず、市民の認識をもいたずらに混乱させてきた。

日頃、市政における市長と議会は車の両輪と言いながら、議会軽視が甚だしく、平成27年の第2回定例会では、議員質問に対して答弁拒否を行い、問責決議を受けた。

議会軽視の姿勢はその後も改まることなく、平成27年12月の第4回定例会では、100条委員会において、日本丸に関する議員質疑に際し、虚偽とされる答弁があったと判断され、2度目の問責決議を受けた。

さらに、100条委員会の調査が進むにつれ、業務執行の違法性が疑われ、そこに市長が関与していると思われる案件が次々と噴出した。

議会では平成28年9月の第3回定例会において、日本丸問題、BBQ問題の2件について、吉田市長の偽証罪での告発がなされ、残る付議事件の職員採用問題では、平成29年2月20日、有志の議員により、地方公務員法違反事件として、横浜地方検察庁横須賀支部へ告発がなされた。

ここにきて、報道により明らかにされた吉田市長の割引券付き名刺の配布は、政治家としてもっとも尊重しなければならない公職選挙法に違反する行為であり、金券と同等の意味を持つ名刺を配ることにより、市長自身の選挙態勢を強化することを目的としているとの印象が極めて高い。

また、その違法性を選挙管理委員会から、7年前、既に指摘を受けていたにもかかわらず、その指摘を無視し続けてきたのは、独善的な考え

方のあらわれと言えるものであり、そこにリーダーとしての資格は存在しない。

ここにおいて、去る3月24日に自身3度目となる問責決議が可決された。

さらに、その後の情報公開請求により、吉田市長自身が、違法性を指摘され認識していたにもかかわらず、「注意されるまではやりたい」との発言が明らかとなり、その後も7年間にわたって名刺を配り続けたという姿勢は、遵法精神の欠如と言わざるを得ない。

法律や条例は人間社会における最低限のルールである。

そして、それを守る政治家の責務は限りなく重いものである。

この責務を全うするどころか、みずからの利益のために積極的に法を無視するようなことは、政治家としての資格があるとは言いがたい。

以上のことから、吉田市政では市民の信頼回復と健全な市政運営を図ることはできないと判断するものである。

よって、横須賀市議会は地方自治法の精神にのっとり、横須賀市の未来と、市民の暮らし向上のため、吉田市長の即時辞職を求めるものである。

以上、決議する。

(提出年月日) 平成29年5月10日

(議決年月日) 平成29年5月10日

(議決結果) 可決 (賛成多数)